

小牧市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱

〔令和5年12月12日〕
〔5小都第1413号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。